

年度	質問年月日	回答年月日	質問主旨	回答	備考
26	H26年11月6日	H26年11月7日	専任補助者制度の関係で、国交省さんの入札の際に業者さんが提出する技術資料の様式を参考にしたいので、様式の送付をお願いできないでしょうか？具体的にいいいますと、国交省さんの公告の「5入札手続等」に記載されている「入札説明書に示す様式」です。	参考北陸地整の「様式事例」を送付します。 別添資料参照 「H261107_【北陸】様式事例（専任補助者制度）【141001版】.doc」 Z:¥平成26年度¥14技術管理課¥@北陸ブロック発注者協議会関係¥13 ワンストップ！発注何でも相談窓口（H26.10.31開設）¥別添	
26	H26年11月7日	H26年11月11日	東北地整における新たな若手育成施策の内容について確認したい事項があります。 別添資料参照 「H261107_新たな若手育成施策(東北地整)に対する質問事項.docx」 Z:¥平成26年度¥14技術管理課¥@北陸ブロック発注者協議会関係¥13 ワンストップ！発注何でも相談窓口（H26.10.31開設）¥別添	東北地整に確認し回答。 別添資料参照 「H261107_新たな若手育成施策(東北地整)に対する質問回答.docx」 Z:¥平成26年度¥14技術管理課¥@北陸ブロック発注者協議会関係¥13 ワンストップ！発注何でも相談窓口（H26.10.31開設）¥別添	
26	H26年11月10日	H26年11月10日	北陸地整さんの専任補助者制度について教えてください。 現場代理人や主任技術者の場合は契約約款に基づき、契約後に業者さんから現場代理人届等を提出してもらいますが、専任補助者も届け出を提出してもらっているのでしょうか？あるいは、施工計画書の記載のみとかなんでしょうか？	専任補助者についても現場代理人届に準じた届け出を提出してもらっています。	
26	H26年11月14日	H26年11月14日	総合評価方式の導入にあたり、北陸地整における「施工能力評価型」及び「技術提案評価型」の入札説明書のひな形をご提供いただけませんか？	北陸地整の入札説明書ひな形を提供します。 別添資料参照 「H261114_入札説明書ひな形一式.lzh」 Z:¥平成26年度¥14技術管理課¥@北陸ブロック発注者協議会関係¥13 ワンストップ！発注何でも相談窓口（H26.10.31開設）¥別添	
26	H26年12月12日	H26年12月12日	北陸地整の若手技術者支援の専任補助者制度において、例えば年齢など「若手技術者」の定義があれば教えてください。	「若手技術者」そのものの定義はなく、資格や実務経験など要件が足りていない技術者を補助することを目的としています。年齢的な縛りなどはありません。	
26	H26年12月19日	H26年12月19日	社会保険等未加入の下請企業の対応について、元請の契約条件として設定することに抵抗があるため、総合評価で取組むことを検討しております。 総合評価の履行確認方法に悩んでおりますので、直轄様の方法を教えてください。 「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」p3によると、再下請通知による確認の他、必要に応じて保険料領収書などにより確認するとなっております。 実際の運用はどのようになされているのか、教えてください。	北陸地方整備局では、施工体制台帳が受注者より提出される毎に、その都度、下請企業の社会保険等の加入状況を確認することとしています。確認方法は施工体制台帳の「健康保険等の加入状況」欄の記載内容を確認することとしています。 なお、お問い合わせのありました「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」については、元請け企業及び下請企業がそれぞれ負うべき役割と責任を明確にするためのガイドラインと認識しています。	

年度	質問年月日	回答年月日	質問主旨	回答	備考
26	H27年1月27日	H27年1月27日	北陸地整の総合評価で、配置予定技術者の同種工事等の施工実績を評価する場合の工事の従事期間について、定義があれば教えて欲しい。	求める同種工事（工種）の全ての施工期間に従事することが必要としています。	
26	H27年2月20日	H27年2月23日	技術提案評価型A型の入札説明書の事例を参考にいただけないか。	北陸地整の入札説明書の事例を提供します。ただし、平成24年度の高 度技術提案型の事例となります。  別添資料参照 「H270223_入札説明書事例（H24年度工事）」 Z:¥平成26年度¥14技術管理課¥@北陸ブロック発注者協議会関係¥13 ワンストップ！発注何でも相談窓口（H26.10.31開設）¥別添	
26	H27年2月20日	H27年3月11日	運用指針において「適切な競争参加資格の設定、ダンピング受注の防止等」が示されているが、次に記載するケースは、改正品確法及び運用指針に違反するか。 （ケース1） 工事価格の大半を資材費が占める工事において、資材納入のスケールメリットや入札者における資材取引による入札価格の低減を想定し、また、これによる不調・不落への対策として、最低制限価格を設定しない入札を行った。 当該資材の積算は公共単価 当該資材の積算は見積（ケース2と重複） （ケース2） 積算基準等がなく、見積により歩掛や単価を決定した工事について、価格の適正性に疑問（過剰積算）があったため、最低制限価格を設定しない入札を行った。 見積者が1者 見積者が複数者 （ケース3） 機器の修繕（建設業法の工事に該当しないもの）について、修繕に必要な資材等のストック等による入札価格の流動性を考慮し、入札者の状況によっては入札価格の低減が図られることを想定し、最低制限価格を設定しない入札を行った。 （ケース4） 予定価格が130万円以下の工事（いわゆる小規模随契）の発注に際し、最低制限価格を設定しなかった。 （ケース5） 入札者参加者が少数（具体的には3者以下）であったため、競争を促進する観点から、最低制限価格を設定しない入札を行った。	低入札価格による受注については、手抜き工事の発生、倒産による不履行の発生、下請け企業へのしわ寄せの発生、不当廉売の発生など、品質低下や履行期限遅延の原因となる恐れがあり、いずれも発注者に不利益となる懸念があることから従来から対策を講じてきているところです。今回の品確法改正においては、上記に加え「適正な利潤の確保」という観点からも低入札に対して低入札価格調査基準又は最低制限価格を適切に設定し、その制度を適切に活用することが求められているものです。 また、運用指針では、積算に用いる価格が実際の取引価格と乖離しないよう、可能な限り最新の労務単価、資材等の実勢価格を適切に反映することとしており、実際の取引価格と乖離している恐れがある場合には、適宜見積り等を徴収し、その妥当性を確認した上で適切に価格を設定することとしています。 ご質問の各ケースにおいても上記を踏まえて予定価格を設定するとともに、低入札価格調査基準又は最低制限価格を設定するべきであると考えます。また、見積り採用の基準や妥当性確認のルールなどについても各発注者がルールを定めて運用する必要があります。 なお、参考までに（ケース4）に関連し、国土交通省所管の工事・製造・業務等においては予定価格が1,000万円を超えるものについて低入札価格調査基準を適用しています。	

年度	質問年月日	回答年月日	質問主旨	回答	備考
26	H27年3月6日	H27年3月11日	「総価契約単価合意方式」の(1)法令根拠(2)入札-応札方法(3)契約価格の決定方法(4)契約図書への記載方法(5)その他一般的な運用方法を示した資料があれば提供いただきたい。	本省HPに掲載されている下記資料をご参照下さい。 ・総価契約単価合意方式の実施について ( <a href="http://www.mlit.go.jp/tec/sekisan/sekkei/pdf/220309soukakeiyakutanka.pdf">http://www.mlit.go.jp/tec/sekisan/sekkei/pdf/220309soukakeiyakutanka.pdf</a> ) ・総価契約単価合意方式実施要領の解説 ( <a href="http://www.mlit.go.jp/tec/sekisan/sekkei/pdf/soukatankagouikeiyaku-kaisetu.pdf">http://www.mlit.go.jp/tec/sekisan/sekkei/pdf/soukatankagouikeiyaku-kaisetu.pdf</a> )	他 2 質問あり Z:¥平成 2 6 年度¥14技術管理課¥@北陸ブロック発注者協議会関係¥13 ワンストップ!発注何でも相談窓口(H26.10.31開設)¥【回答】意見照会票(財務 北陸地整).xlsx
27	H27年4月15日	H27年4月15日	登録基幹技能者を活用する総合評価落札方式について、概要を聞きたい。活用する目的、対象となる総合評価のタイプ、工事の工種、年間の実施件数、工事と登録基幹技能者の登録職種、について教授願いたい。	・活用する目的は、専門工事業の善し悪しが工事の品質確保に大きく影響する工事において、現場において重要な役割を果たす登録基幹技能者の活用を総合評価の評価項目として評価し、工事の品質確保を図るためです。 ・北陸地方整備局では、試行工事として実施しており、H25・H26年度実績として5件(H25)、6件(H26)それぞれ実施しています。なお、総合評価のタイプは限定していません。 ・試行工事の工種は限定せず、土木工事は「鉄筋工」「型枠工」、建築工事は工事内容に応じた登録職種を活用している。	
27	H27年4月17日	H27年4月17日	平成27年3月16日の建設工業新聞をみて、「発注関係事務の運用に関する指針」の中に、「必ず実施すべき事項」と「実施に努める事項」があるが、いつまでに実施しなければいけないのか、具体的な年数等の決めはあるのか。	具体的な決めはなく、準備が整い次第、速やかに実施していただきたい。	
27	H27年4月17日	H27年4月17日	入契法で内訳書の提出が義務づけられたが、入札金額を入れるだけで逆算して内訳書を作れる「リアル積算」というソフトがあるとの情報がある。 入契法では適正な積算が求められている。このようなソフトを使って作成された内訳書は正当な内訳書として扱って良いのか。	入契法では、見積能力のない積算もしない業者を排除しようとしている。 入札金額だけで内訳書が作成できるというのはプログラミングとして可能か疑問であるが、詳細情報があれば教えていただきたい。 また、運用指針の発注機関の相談窓口が北陸地方整備局企画部に設けられているので、何か情報があれば教えていただきたい。	

年度	質問年月日	回答年月日	質問主旨	回答	備考
27	H27年4月20日	H27年4月28日	<p>(1) 工事成績評価について 品確法第7条第2項に、「施工状況の評価に関する資料その他が・・・必要な措置を講じなければならない」とありますが、工事成績評価を実施しない場合、法律違反となるのか？ 「完成検査にて合格」との書面があれば法律違反とならないか？ 当県および当県市町においては、工事成績評価必須として指導する予定ですが、「法律違反となるのか？」について、一つの重要な指導要素と考えていますので、ご教示をお願い致します。</p> <p>(2) 総合評価方式について 品確法第3条第4項において、「公共工事の発注者の能力・・・適切な方法が選択されることにより確保されなければならない」とありますが、総合評価方式以外の入札契約方法があれば、法律違反とはならないか？ 総合評価方式を導入しなくても法律違反ではないが、実施にむけ努めるべき内容との解釈でよいのか？ 当県及び当県市町において、なるべく総合評価方式を採用すべきと指導予定ですが、前述(1)と同様、指導のための重要要素と考えていますので、ご教示頂きますようお願い致します。</p>	<p>品確法は、公共工事の品質確保に関する「基本理念」を定め、国等（発注者）の責務の明確化、受発注者の担い手確保、加えて画一的な運用になりがちな入札・契約方法の多様化を求めているものと理解しています。 品確法の理念を受けて、具体の運用については指針が示されていますので、参考にしつつ公共工事の品質確保の促進について適切に対応されることが重要と考えます。 以上を踏まえ、</p> <p>(1) 工事成績評価について 公共工事の品質確保の促進に関する法律（以下「品確法」という）第7条3に「発注者は、発注関係事務を適切に実施するため、必要な職員の配置その他の体制の整備に努めるとともに、他の発注者と情報交換を行うこと等により連携を図るよう努めなければならない。」とあり、体制等整い次第、実施に向け努めていただきたい。 「合格」では、工物品質が判断できないため、工事成績評価を適切に実施するよう指導願います。なお、実施にあたっては、対象となる工事の契約方式などに応じて規定を策定し、運用されることが望ましい。</p> <p>(2) 総合評価落札方式について 法律では、多様な方法の中から適切な方法を採用するよう求めていることから、複数の方法が用意されており、適切に運用されることをもって、法律違反にはならないものと理解します。 なお、地域（各自治体）の実情等により、総合評価落札方式が適当でない場合は、その他の多様な方法の中から適切な方法により実施していただければと思います。 地域（各自治体）の実情等に応じ、総合評価落札方式を含む多様な入札契約方式の中から適切な方法を選択できるよう制度を制定の上、実施に努めていただきたい。</p>	
27	H27年4月24日	H27年4月28日	<p>朝日町では保守点検業務を町内、町外の業者から見積により競争させているが、町外業者に対抗するため、町内の業者で構成する事業協同組合的なもので随契できるか検討している。そこで運用指針P5にある「地域精通度の高い建設業者で～」とあるがなにを意図しているものなのか。法的なものを含め、良いアドバイス等あれば教えていただきたい。</p>	<p>施工の効率化や施工体制の安定的確保を図る方式として、地域における社会資本の維持管理に資する方式（地域維持型契約方式）があり、品確法において新たに位置付けられました。 「発注関係事務の運用に関する指針（解説資料）」P210に企業における防災に関わる取組姿勢、活動実績を総合評価落札方式の評価項目に設定するなど、各自治体の取り組み事例も記載されていますので参考にして下さい。</p>	
27	H27年4月24日	H27年4月28日	<p>整備局における総合評価方式において、技術提案を求めるものがありますが、この場合において、オーバースペックと評価された場合、加対象とならないが オーバースペックと判断された場合には履行義務はあるか？ 履行義務がない場合に、受注業者には指示書等で通知しているか？</p>	<p>総合評価落札方式は、技術提案を募集するなどにより、入札者に工事価格及び性能等をもって申し込みをさせ、これらを総合的に判断して落札者を決定する方式であり、入札者は価格にも考慮しつつ、技術提案しているものと理解します。 よって、提出された技術提案について、オーバースペックという考えはありません。</p> <p>オーバースペックか否か関わらず、履行義務は生ずる。</p> <p>技術提案が適正でなく、履行が不適切な場合は、理由を付して通知しています。 なお、実際に工事着手し、現場状況等により履行不可能と判断される場合は、総括監督員と履行義務の有無を協議し、決定している。</p>	

年度	質問年月日	回答年月日	質問主旨	回答	備考
27	H27年4月30日	H27年4月30日	整備局における総合評価方式において、企業の施工能力・工事成績の過去2ヶ年の平均点の取扱はどうなっているのか。(切り捨て、四捨	四捨五入で運用しています。	
27	H27年4月30日	H27年5月7日	オーバースペック自体が存在しないので履行義務はあるとのことですが、 オーバースペックと評価した場合、総合評価方式において加点するか？ そもそもオーバースペックがないとの考え方によれば、全て加点対象になるということでしょうか？	提出された技術提案については、工夫が見られ、効果的と判断されれば加点の対象となります。 ただし、北陸地整では、過去のトンネル工事において、技術ダンピングやコスト負担の大きい提案がなされた実績を踏まえ、平成21年度以降のトンネル工事発注においては、過度な技術提案事例を入札説明書及び標準案に記載し、記載した事例と同等の提案がなされても、より優れた評価を行わない運用を行っています。	
27	H27年5月14日	H27年5月14日	各都道府県の総合評価落札方式の取組状況をおしえてもらいたい。	把握していない。	
27	H27年5月28日	H27年5月28日	平成27年3月27日の建設工業新聞に標準工期についての記事があり「15年度早々に地方整備局に示し」とあるが、いつ頃提示されるのかわかったら教えていただきたい。	検討はしているが、「やる、やらない」については明確に決まっていない。	
27	H27年6月4日	H27年6月4日	設計業務について、品質確保に関するようなガイドラインが今年度発出されたと聞いたがどのようなものでしょうか？ またそれは、入手することは可能でしょうか？	改正品確法の運用指針を踏まえ、平成27年3月に「土木設計業務等変更ガイドライン」を策定した。  資料は北陸地方整備局ホームページからダウンロード可能です。 <a href="http://www.hrr.mlit.go.jp/gijyutu/sekkeiguidein/sekkeiguideinline2703.pdf">http://www.hrr.mlit.go.jp/gijyutu/sekkeiguidein/sekkeiguideinline2703.pdf</a>	
27	H27年6月9日	H27年6月9日	総合評価落札方式は全てに技術提案を求めているのでしょうか、またその割合は？ 今後同方式を当社で取り入れたいので参考にさせていただきます。	北陸地方整備局では災害復旧などを除き約98%程度は総合評価落札方式です。しかし、その中でも技術提案を求める方式ばかりではなく、施工計画を求めるタイプや何も提案は求めず企業や技術者の施工能力で評価するタイプなど、個々の工事により使い分けています。	
27	H27年6月30日	H27年6月30日	小学校の建築工事で「設計・施工一括発注方式」を採用したい。H27が設計でH28に施工をしたいが、施工費用はH28に文科省の補助金を予定している。その内示前のH27に一括発注することはできないか？	同方式による契約は、設計・施工予算の担保があつての発注が前提になるかと思えます。契約方式と予算確保は別の話で有り、H28施工分は文科省から補助予算の内示があつてからの発注となるのではないのでしょうか。	
27	H27年7月1日	H27年7月1日	技術者の継続教育の取組状況を、総合評価で加点しているが、発注工種と関係ないような協会の単位も加点要素として認めているか。 年度毎に20単位以上の取得で加点されるようだが、協会によっては、推奨の取得単位が50単位というような物もあるが、一律20単位取得で加点するのか。	取得する協会にかかわらず、加点対象としている。 総合評価の加点基準として、20単位と定めており、取得協会にかかわらず20単位を取得していれば加点している。	

年度	質問年月日	回答年月日	質問主旨	回答	備考
27	H27年7月2日	H27年7月2日	総合評価落札方式について、技術提案の個々の加算点を開示請求等あった場合、他者の点数等をマスキングなど、どのように対応しているか教えていただきたい。	当整備局においては、既に別添資料の「入札調書」を公表しており、情報開示請求等あれば、HPにより閲覧可能としているため、社名等をマスキングしていません。  別添資料参照 「H270702_利賀ダム庄川橋梁上部工事.pdf」	
27	H27年7月2日	H27年7月2日	総合評価の新技术に対する取り組みについて、県認定技術を活用とあるが具体的には何を指しているのか。	新潟県認定技術とは具体的には「Made in 新潟 新技术普及・活用制度」を活用し、効果が見込まれる場合に加点となります。	
27	H27年7月3日	H27年7月3日	先日も総合評価の関係で継続教育について確認させていただき、発注工種と関係のない協会からの取得単位も対象としていたことでしたが、石川県ではHPのQ&Aにどの協会が公表しているが、北陸地整は質問等はないか。	入札説明書にも「各協会が発行している学習履歴証明書の写し」としており、協会にかかわらず証明書により取得単位を確認している。質問があったとは特に聞いていない。	
27	H27年7月17日	H27年7月21日	総合評価落札方式において、以前、ISO認証取得の活用で評価していたが、今も評価項目として設定しているか。評価項目としていない場合、なぜやめたのか理由がわかれば教えていただきたい。	平成16年程度まで遡って調べてみたが、当整備局においては、元々ISO認証取得の活用を評価項目としていない。	
27	H27年7月21日	H27年7月21日	総合評価落札方式の評価項目として、ボランティアの実施を評価しているか。	当整備局においては、評価項目としていない。	
27	H27年7月28日	H27年7月28日	登録基幹技能者制度について、その人が現場でもわかるように顔写真等の証明写真を提出してもらっているか。	北陸地整では登録基幹技能者講習修了証の写しを添付してもらっている。	
27	H27年9月1日	H27年9月2日	総合評価方式における登録基幹技能者について、県でも評価項目として検討しているが、北陸地整(国)の今後の動向について教えていただきたい。九州地整では多くの工事で実施してきているようだが、北陸地整では試行ということで数件と認識している。	工事の品質向上並びに担い手確保の観点から、総合評価の評価項目として、各地整において導入されており、北陸地整でも平成23年度から試行により実施しています。今年度も工事目的物が重要構造物で、鉄筋、型枠において登録基幹技能者を活用することにより工事品質の向上・確保できる工事を対象に試行を実施していく予定です。なお、試行に当たっては、工事箇所の地域における当該技能者の登録者数を踏まえ、実施していく予定です。	
27	H27年10月15日	H27年10月15日	北陸地整で今年度行う「現場見学会提案実施モデル工事」について概要を教えて欲しい。(発注時の条件明示、費用の見方、富山県の予定など)	3件予定しており、うち2件は発注済み。特記仕様書にモデル工事である旨と費用は協議により計上する旨を記載している。費用については受注者間の協議により計上の有無を決定する。富山県では小学校5年生を予定しているが決定はまだ。これから具体的な計画を決定する段階である。	

年度	質問年月日	回答年月日	質問主旨	回答	備考
27	H27年10月21日	H27年10月28日	特定外来種に関する文書の有無について確認させて頂きたく、連絡させて頂きました。 添付にあるように、農林水産省では特定外来種の使用について、これまでよりも一歩進んだ取り組みをするようですが、同様な時期に同様な文書が国交省から発出頂いているか把握をしたく、ご教示頂きますようお願い致します。	担当に確認しましたが、国交省では同様な通知等はないようです。	
27	H27年11月6日	H27年11月9日	北陸地方整備局様の総合評価方式において、専任補助制度により若手技術者育成を実施されておられますがその利用状況等に関してご教示頂きますようお願い致します。 ・利用したもしくは利用しない建設業者からの意見等は？ ・利用率が低いと感じられますが原因は何か？ ・利用率向上のために改善のための予定もしくは実績は？ について、情報を提供頂きますようお願い致します。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建設業者等から直接確認していません。</li> <li>・技術者をもう1名現場に配置する必要があり、会社としても人材に余裕がないなどの理由で申請が少ないものと推察されます。</li> <li>・平成24年10月から総合評価を適用する全ての工事を対象に試行していたが、専任補助者制度の活用のため、平成25年9月より若手技術者の同種工事の実績に代え「過去5年間に当該工事種別又は一般土木工事の北陸地方整備局所掌の工事の現場代理人もしくは監理（主任）技術者としても施工経験があること」と試行を開始していた。平成27年度よりさらに同種実績要件を「過去5年間に国土交通省（港湾空港関係除く）所掌の工事の現場代理人もしくは監理（主任）技術者としての施工経験があること」と、緩和しているところです。</li> <li>今後も、若手技術者の育成の観点から、次工事以降は同種工事の施工実績として評価されるなどのメリットを含め、意見交換会や説明会等で引き続き周知を図っていきたい。</li> </ul> 別紙参照	
27	H27年11月12日	H27年11月13日	業務委託の最低制限価格や予定価格の事後公表等については、品確法では必須とされていないと理解していますが、北陸ブロックにおいては追加取り組み項目にて、必ず実施すべき事項として公表予定となっています。 全地整において、業務委託についても「必ず実施すべき事項」となっているのでしょうか？ （各市町の取り組みが遅れているための状況確認です）	他地整の取り組み状況は把握していないが、北陸では「発注者の責務」の観点から、工事同様に「必ず実施すべき事項」として取り組むこととしたところです。	
27	H27年11月16日	H27年11月16日	北陸地整では登録基幹技能者について、総合評価の評価項目として評価していると思うが、加算点は何点か。また、元請、下請の制約・条件はあるのか。	登録基幹技能者については、試行工事において実施しており、配置がある場合、1点の加算としている。なお、元請、下請問わず、当該登録基幹技能者が企業と直接的かつ恒常的な雇用関係にあることが確認できる資料の写しを添付してもらっている。	

年度	質問年月日	回答年月日	質問主旨	回答	備考
27	H27年12月21日	H27年12月21日	<p>3者会議の費用負担について質問です。 「良くわかる工事連携会議」(H27.7)を見ますと費用負担で、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・直接人件費</li> <li>・旅費交通費</li> <li>・その他原価</li> <li>・一般管理費</li> </ul> <p>を計上することとなっております。 当県では、以前の整備局方での取り扱いと同様、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・直接人件費</li> <li>・旅費交通費</li> </ul> <p>のみの計上としておりましたが、いつ、前述のように一般管理費等も積算するよう変更になったのかご教示頂きますようお願い致します。 (基本的には国に準じた積算とする予定ですが、いつから異なっていたかも含め、説明時の情報とするためです)</p>	<p>担当に確認したところ、「平成27年7月1日」より変更となりました。</p>	